

第1章

安心して「子ども」を産み、育てられるまちづくり



第1節 子育て支援

現状・課題

- ☆全国的に少子化や核家族化が進むなど、地域社会の変容により子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ☆地域の人々の関わりやつながりの希薄化などから、子育て中の母親の孤立化、子育てのストレスや悩み、育児負担などが増加しています。子どもの健全な成長発達のためには、地域全体で子育てを支援できる基盤づくりが必要となっています。
- ☆近年、育児不安などを背景に子育てに関する相談も多岐にわたっています。育児ノイローゼや虐待などにつながる恐れがあるため、関係機関が連携したきめ細やかな対応が必要となっています。
- ☆誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援および体制の充実を図り、特に若い世代にとって、本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の展開

1. 子どもを育てる環境整備

(1) 訪問指導の充実

- 乳児のいる家庭への訪問を実施し、子どもと母親の健康保持の増進や育児相談体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児健康診査の推進

- 成長や発達を確認する場として、乳幼児健康診査の推進を図り、継続して支援する体制の充実に努めます。

(3) 子育て世帯への経済的支援

- 不妊治療費や妊婦健康診査費、子ども医療費、任意予防接種費用に対する助成など、子育て世帯への経済的支援の充実を図ります。

(4) 相談体制の充実

- 子育て支援センター、認定こども園、小中学校、関係機関などと連携し、子育てに関する相談体制を充実させ、発達障がいや心配される乳幼児や児童の早期発見、早期療育支援の推進を図ります。

(5) 虐待防止ネットワークづくりの推進

- 関係機関と連携し、虐待防止ネットワークづくりを推進することにより、要保護児童*だけでなく、要支援児童*についても把握し、見守り体制の充実を図ります。

(6) 「食育」の推進

- 認定こども園などの関係機関と連携し、発達段階に応じた「食育」の推進を図ります。

(7) 子育てに関する情報発信の推進

- 本町の子育て環境や支援体制に関する情報発信の推進を図ります。

2. ひとり親家庭への支援

(1) 相談体制の充実

- 児童相談所や民生委員児童委員などの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(2) 自立支援の推進

- さまざまな支援を通して、生活の安定と就業や自立を促進します。



3. 子育て支援センター機能の充実

(1) 利用者支援

- 「子育て講座」などで保護者に子どもの発達段階を知らせ、遊び方や子育ての方法などの情報提供を図ります。

(2) 発達支援が必要な子どもへの対応

- 発達支援の相談について、支援員が遊びの中で相談しやすい環境をつくるほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

(3) 保護者の交流支援

- 保護者同士が交流できるよう、支援員がつなぎ役となり、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 未利用者への子育て支援

- 施設未利用者の子育て状況を把握するため、民生委員児童委員や保健師などと連携し、情報の共有化を図ります。

(5) 一時預かり・ファミリーサポート

- 子どもの一時預かりなど、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進することにより子どもを持つ保護者を応援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

4. 児童センター機能の充実および放課後子ども教室の推進

(1) 支援体制の充実

- 保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実を図ります。

(2) 異世代・異年齢交流

- 異世代や異年齢との交流により活動内容の充実を図ります。

(3) 発達支援が必要な児童への対応

- 発達支援が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。

(4) 放課後子ども教室の推進

- 児童センターやみつばちクラブと社会教育部門が連携を図りながら、体験活動などの放課後子ども教室の推進を図ります。

*要保護児童～児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不適當な児童、あるいは身体的・精神的障がい認められたり、行動に問題のある児童が含まれる。

*要支援児童～児童福祉法で、保護者による養育を支援することが特に必要と認められる、要保護児童にはあたらぬ児童をいう。親が育児不安を抱えていたり、養育に関する知識が不十分な場合などがこれにあたる。



第2節 認定こども園

現状・課題

- ☆本町では、平成28年4月に幼稚園と保育園を一体化し、幼保連携型の認定こども園を開園しました。
- ☆認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ、地域子育て支援の中核となる施設です。
- ☆0歳から5歳までの一貫した教育・保育の展開により、小学校就学を見据えた子どもたちの健やかな発達・成長を促し、保護者が安心して預けることができる施設としています。
- ☆乳幼児期の教育・保育の重要性が改めて認識されていることから、保育教諭などの資質向上のための研修体制の確立を図るとともに、地域における子育て支援を推進するため、保健師や子育て支援センター、関係機関などと連携して地域・保護者の子育て支援機能を高めていく必要があります。

施策の展開

1. 教育・保育環境の充実

(1) こども園機能の充実

- こども園の特徴である0歳から5歳までの年齢に応じた発達を促すための教育・保育を推進するとともに、異年齢との交流により社会性の育成を図ります。

(2) 乳幼児期における教育・保育の充実

- 希望するすべての子どもが入園できる体制を築き、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期における教育・保育の充実を図ります。

(3) 保育料の負担軽減

- 子育て世帯の経済的負担の軽減が図られるよう、多子世帯などにおける保育料の負担を軽減します。

(4) 発達支援事業の充実

- 発達につまずきが見られる子どもを支援するための人員確保を図ります。
- 早期発見と一人一人に合わせた指導を行うための職員研修や小学校との連携を図ります。
- 早期発見・早期療育体制の整備を図ります。



(5) 「食育」の推進

- 地元農畜産物の活用や食育活動グループなどとの交流による取り組みを推進します。
- 食と発達に関する学習機会の充実を図ります。
- 子どもたちが主役となる食育の取り組みを推進します。

(6) 保護者との連携

- 保護者が参加する行事の計画や保護者研修会の実施など、保護者との連携を強化する取り組みを推進します。



2. 地域における子育て支援

(1) 地域や他機関との交流

- 地域に開かれたこども園として、「園開放」など地域住民や他機関との交流の充実を図ります。

(2) 小中学校との連携強化

- こども園と小中学校の教職員や園児、児童、生徒の連携・交流を図ります。
- 幼保小連携検討会議を中心に小学校への円滑な接続に向けた連携体制を強化します。

(3) 子育て支援の充実

- 子育て支援センターと連携し、子育て相談、保護者研修会など保護者のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。



